

京都市市税条例施行細則及び京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市規則第19号

京都市市税条例施行細則及び京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則

(京都市市税条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(20)中「第28条第6項」を「第28条第7項」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

様式第31号の3 5中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

様式第34号2中「60日」を「3箇月」に改める。

様式第51号及び様式第52号を削る。

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

附則中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項から第16項までを1項ずつ繰り上げる。

(京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部改正)

第3条 京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第10条第2号に規定する認定長期優良住宅」を「第10条第2号イに掲げる住宅」に改める。

第1号様式注以外の部分中

「

| 床面積 | 平方メートル |
|-----|---|
| 構造 | □石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 |

を

| | |
|--|------------------------------|
| | <input type="checkbox"/> その他 |
|--|------------------------------|

「

| | |
|-----|--------|
| 床面積 | 平方メートル |
|-----|--------|

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中第2条第5号の改正規定 令和4年10月1日

(2) 第2条の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成27年6月5日京都市条例第5号）附則第4条第2項の規定により市たばこ税を課する場合におけるこの規則による改正後の京都市市税条例施行細則第10条の規定の適用については、同条中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | |
|---------|--|
| 様式第3号 | この規則による改正前の京都市市税条例施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第51号 |
| 様式第5号の3 | 改正前の規則様式第52号 |

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)